

香川県条例第68号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～575	略			1～575	略		
576 建築基準法施行条例第23条の制限の緩和に関する認定申請手数料	略			576 建築基準法施行条例第23条の制限の緩和に関する認定申請手数料	略		
576の2 低炭素建築物新築等計画認定申		1件	<u>認定申請1件につき、当該認定申請に係る次のアからウまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ当該アからウまでに定める額を合算した額（規則で定める場合は、当該合算した額を超えない範囲で規則で定める額）</u>				

請手数
料

ア 住戸

住戸の数

1	39,000円
2以上5以下	77,000円
6以上10以下	107,000円
11以上25以下	151,000円
26以上50以下	215,000円
51以上100以下	308,000円
101以上200以下	416,000円
201以上300以下	545,000円
301以上	641,000円

イ 共用部分

床面積の合計

300平方メートル以下	121,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以下	198,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	307,000円
5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	394,000円
1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下	47万円
25,000平方メートルを超える場合	548,000円

ウ 住宅以外の部分

床面積の合計

300平方メートル以下	266,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以下	421,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	598,000円
5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	733,000円

			<p>1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下 863,000円 25,000平方メートルを超える場合 986,000円</p> <p>建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。この場合において、512の項中「512の2の項」とあるのは、「512の3の項」と読み替えるものとする。</p>
576の3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件	変更認定申請1件につき、576の2の項の合算した額（規則で定める場合は、当該額を超えない範囲で規則で定める額）に2分の1を乗じて得た額	<p>建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。この場合において、512の項中「512の2の項」とあるのは、「512の3の項」と読み替えるものとする。</p>
577 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料	略		
578～598	略		

備考 略

577 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料	略		
578～598	略		

備考 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。